

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	要措置区域内の土地の所有者等への汚染除去等計画の作成及び提出の指示、命令及び実施措置を講ずべき旨の命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、法に定める有害物質（以下「特定有害物質」という。）により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その区域を要措置区域として指定し、健康被害を防止するために必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、講ずべき汚染の除去等の措置等を記載した汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。</p> <p>当該指示を受けた汚染原因者が汚染除去等計画を提出しないときは、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。また、汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第7条第1項、第2項、第8項</p> <p>土壌汚染対策法施行令第5条</p> <p>土壌汚染対策法施行規則第33条、34条、35条、第42条</p> <p>(https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)</p>
処分基準	<p>要措置区域となる土地は、次のイ、ロ（施行令第5条）のいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準（法第7条第4項）に適合する措置が講じられていない土地です。</p> <p>イ ①土壌溶出量基準を超過する土地であって、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状態にある。</p> <p>ロ ①土壌含有量基準を超過する土地であって、その土地に一般の人が立ち入ることができる。</p> <p>○土壌汚染対策法第7条第2項</p> <p>都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>○土壌汚染対策法第7条第8項</p> <p>都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	汚染原因者が明らかである場合には、原則として汚染原因者に対して指示を行います。